

(書式 6 - 2 - 1)

遺産分割を禁止する遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、遺言者の遺産全部について、その分割を相続開始の時から 5 年間禁止する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印



Asahi Chuo

解説

5年を超える禁止はできない(民法第908条)。遺産の一部(例えば不動産)についてのみ分割を禁止することもできる。

なお、「家業を継承してもらうため」あるいは「三男が未成年で、遺産分割協議には特別代理人の選任が必要となるので、三男が成年に達して自ら協議に参加できるようにするため」などのように、分割禁止の理由を付言しておく配慮が必要な場合もある。

